

震災復興林業作業 システム導入支援事業

汚染状況重点調査地域において
リース方式による高性能林業機械等
を活用した森林施業を行う
林業事業者等を支援します。



汚染状況重点調査地域として指定されている地域

平成26年11月17日時点

指定地域
岩手県 一関市、奥州市及び平泉町の区域
宮城県 白石市、角田市、栗原市、七ヶ宿町、大河原町、丸森町、 亶理町及び山元町の区域
福島県 福島市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、相馬市、二本松市、 伊達市、本宮市、桑折町、国見町、大玉村、鏡石町、天栄村、会津坂下町、 湯川村、柳津町、会津美里町、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、 矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、 小野町、広野町及び新地町の区域並びに田村市、南相馬市、 川俣町及び川内村の区域（除染特別地域に係る区域を除く）
茨城県 日立市、土浦市、龍ヶ崎市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、 取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、守谷市、稲敷市、 鉾田市、つくばみらい市、東海村、美浦村、阿見町及び利根町の区域
栃木県 佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、 塩谷町及び那須町の区域
群馬県 桐生市、沼田市、渋川市、安中市、みどり市、下仁田町、中之条町、高山村、 東吾妻町及び川場村の区域
埼玉県 三郷市及び吉川市の区域
千葉県 松戸市、野田市、佐倉市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、 印西市及び白井市の区域

※ 環境省公表資料より作成

1 助成の要件

- ① 震災発生以前より汚染状況重点調査地域を主たる作業地としており、この地域において年間平均作業量のおおむね2分の1以上の事業を行うこと
- ② 作業システム普及事業（作業システム普及促進）で実施した講習会を受講していること
- ③ 地域の原木安定供給対策協議会に参画・連携していること

2 助成の対象者

林業又は素材生産業を営む者、森林組合、生産森林組合、都道府県森連、林業者等の組織する団体、地方公共団体、地方公共団体等が出資する法人等

3 助成額

リース助成期間に係るリース料の2分の1以内

4 リース助成期間

3年～5年

5 対象機械

ハーベスタ※、プロセッサ※、スキッダ、フェラーバンチャ※、グラップル※、グラップルソー※等

※印はアタッチメントのみも可

注1) リース物件の引き渡しは申請書類提出年度の4月1日以降であること
 注2) リース契約の締結は助成決定年度の3月31日以前であること



手続きの流れ

全国木材協同組合連合会（以下全木協連）では、相談窓口を設置して広く事業実施対象者を募集しています。一連の手続きの流れを以下に紹介しましょう。

1 助成申請

機械の借受者は、機械メーカー、リース会社と物件の決定、リース契約の内容を調整して地域木材団体を通じ、全木協連に助成の申請をします。

2 審査

全木協連は、学識経験者等からなる審査委員会を開催して申請内容を審査し、助成の可否を決定します。

3 リース契約の締結

機械の借受者は、リース会社とリース契約を締結します。

4 助成決定の通知

全木協連は 2より助成を決定した場合、機械の借受者、リース会社に助成決定の通知をします。

5 リース料助成契約（三者契約）

機械の借受者は、全木協連、リース会社とリース料の助成に関する契約を締結します。

6 リース料の支払い

リース会社は、機械の借受者に月額リース料（補助額を除く）を請求し、機械の借受者は請求に応じてリース料をリース会社に支払います。

7 助成金の請求

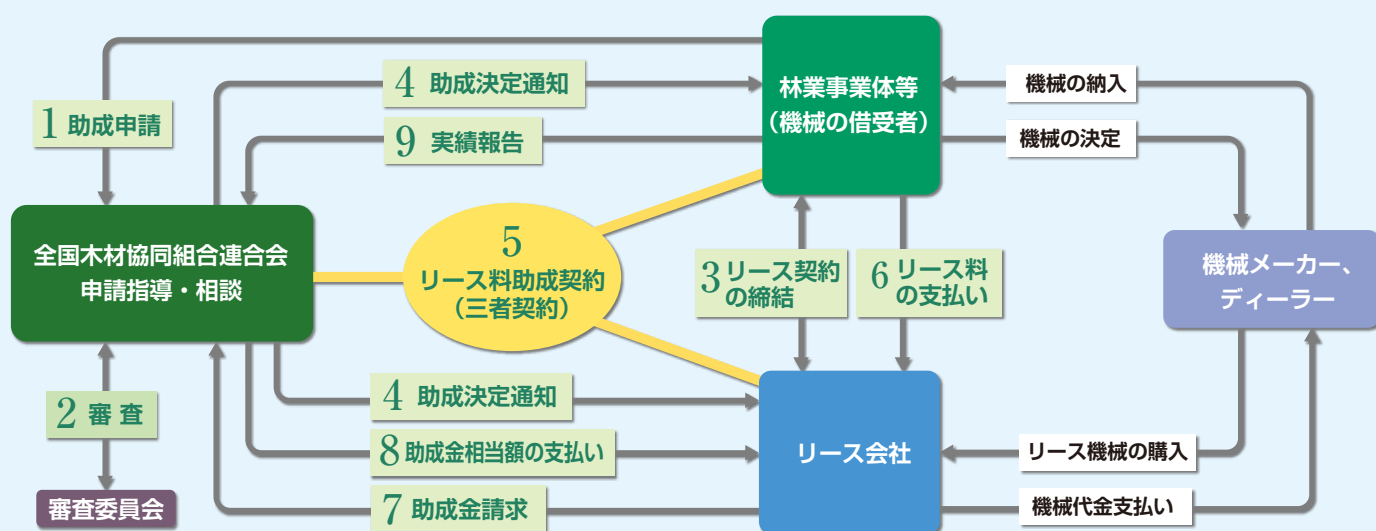
リース会社は、機械の借受者から支払いを受けた後、助成金相当額を四半期ごとにまとめて全木協連に請求します。

8 助成金の支払い

全木協連は、請求内容を確認し、リース会社に助成金相当額を支払います。

9 実績報告

機械の借受者は、毎年度、全木協連に実施報告をします。



● 事業の内容についての詳細は、全国木材協同組合連合会または最寄りの都道府県木材協同組合連合会までお問い合わせ下さい。

全国木材協同組合連合会